

---

---

**令和 8 年度**  
**わかやま交通事業者支援事業費補助金**  
**募集要領（バス事業者用）**

---

---

〔受付期間〕

令和 8 年 4 月 2 7 日（月）～令和 8 年 6 月 3 0 日（火）※消印有効

〔補助対象者〕

和歌山県内に本社又は営業所を有する一般乗合旅客自動車運送事業を営む  
中小企業者等（詳細は本要領 P 1 の 1 を参照してください。）

〔補助内容〕（詳細は本要領 P 1 の 2 を参照してください。）

○バス停環境整備事業

補助事業者が実施するバス停のデジタル化等に要する経費  
（スマートバス停、デジタル時刻表、バス停の多言語化、ソーラー式照明、  
その他付帯する設備 等）

【問合せ先】

和歌山県 地域振興部 地域政策局 総合交通政策課 地域交通班  
〒640-8585 和歌山市小松原通 1 - 1  
メール（代表）：e1002001@pref.wakayama.lg.jp  
TEL：073-441-2343（直通） FAX：073-441-2340

## I 補助事業の内容

### 1 補助の対象者

和歌山県内に本社又は営業所を有する一般乗合旅客自動車運送事業を営む中小企業者等（※）

（※）中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者（下表のとおり）

業種	中小企業者 （以下のいずれかを満たすこと）		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業 その他の業種	3億円以下	300人以下	20人以下

### 2 補助対象経費、補助率及び補助上限額

補助事業	補助対象経費	補助率 （補助上限額）
バス停環境整備事業	補助事業者が実施するバス停のデジタル化等に要する経費（スマートバス停、デジタル時刻表、バス停の多言語化、ソーラー式照明、その他付帯する設備等）	1/2 （上限500万円/者） ※1, 2

- ※1 補助事業は、和歌山県内で従事する者又は整備される事業に要する経費対象とする。
- ※2 補助申請総額が予算上限額に達した場合には、申請額の一部又は全部を補助できないことがあること。当該事業は国の補助金（国の補助金を財源として国以外の機関から交付されるものを含む。）及び県による他の補助金を充当しないものであることとする。
- ※ 補助対象外経費

以下の経費は補助対象外です。

- ①補助金の交付決定日前に発注、契約を行ったもの、または補助事業の期間終了後に納品、支払いを行ったもの
- ②事業を実施しない場合でも必要となる固定経費（家賃、電話やインターネット利用料金の通信費等）
- ③システム利用料等の各種ランニングコスト（クラウドサービス利用料も含む）、リース料、各種税、公的機関に支払う手数料、消耗品、汎用品等

- ④事業の実施に直接的に関係しない経費（収入印紙、振込手数料、代引手数料、借入金等の支払利息、各種保険料）
- ⑤汎用性があり、補助事業以外の目的のための使用が主となるもの（事務用のパソコン、タブレット端末、スマートフォン、プリンタ、デジタル複合機、文書作成や表計算などのソフトウェア等）
- ⑥上記のほか、公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる経費

### 3 補助事業期間

交付決定日から令和9年3月15日（月）まで

※期間最終日までに補助対象事業を完了（納品、経費の支払いを含む。）してください。  
※期間最終日までに納品及び支払いが完了していない場合は補助対象外になります。  
納品日、支払日には十分に留意してください。

## II 交付申請手続

### (1) 受付期間

〔受付期間〕

令和8年4月27日（月）～令和8年6月30日（火）※消印有効

### (2) 申請方法

原則、メールによりデータで申請書を提出してください。

【提出先】

和歌山県 総合交通政策課 地域交通班

【メールアドレス】 [e1002001@pref.wakayama.lg.jp](mailto:e1002001@pref.wakayama.lg.jp)

（メールによる提出が難しい場合のみ）

【郵送先】

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

和歌山県 総合交通政策課 地域交通班

### (3) 提出書類

以下の書類を提出してください。

申請様式は和歌山県総合交通政策課のホームページからダウンロードしてください。  
(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020500/index>)

補助事業	提出書類
バス停環境整備事業	ア 事業計画書（別記第1-1号様式） イ 収支予算書（別記第2号様式） ウ 見積書その他事業の内容がわかる書類の写し エ 役員名簿（別記第3号様式） オ 補助金の振込先口座（別記第4号様式） カ 和歌山県税に未納がないことを証する書類 キ その他知事が必要と認めるもの

※様式をダウンロードできない場合は、問合せ窓口までご連絡ください。

## IV 交付決定、補助金の支払いまでの手続き、実績報告等

### 1 交付決定

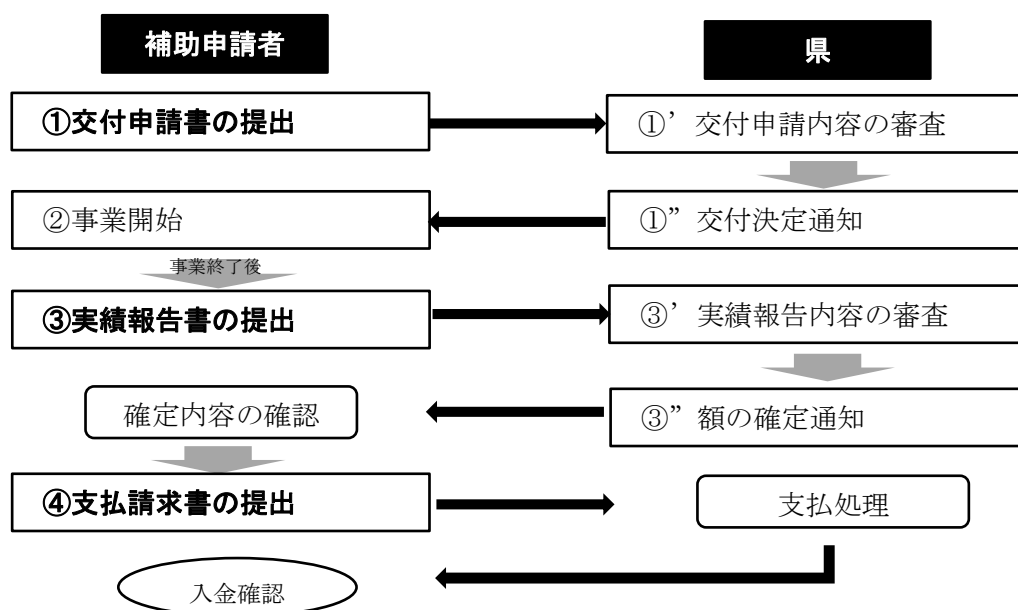
○申請された書類を審査の上、採択者を決定し、交付決定通知を行います。

〔交付決定予定〕 **令和8年7月下旬**

※申請書類の内容等について、ヒアリング調査を行う場合があります。

○事業完了後、実績報告書を提出してください。

### 2 補助金の支払いまでの手続き



### 3 実績報告

#### (1) 提出期日

事業完了した日から10日以内 又は 令和9年3月15日(月)の  
いずれか早い日

#### (2) 提出書類

以下の書類を提出してください。

申請様式は和歌山県総合交通政策課のホームページからダウンロードして  
ください。(https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020500/index.html)

補助事業	提出書類
バス停環境整備事業	ア 事業実績書(別記第9-1号様式) イ 収支決算書(別記第10号様式) ウ 経費の支払いを確認できる書類(請求書、領収書、振込書等)の写し エ 事業の実施内容及び成果物を確認できる書類・写真等 オ その他知事が必要と認めるもの

### 4 留意事項

- ・提出された書類は返却しません。
- ・補助対象経費の算定にあたっては、事業完了後の実績報告額と大きな差額が生じることがないように、交付申請時に十分に精査してください。
- ・申請書類及び実績報告書類における個人情報本事業のみに使用し、その他の目的に使用することはありません。
- ・和歌山県補助金等交付規則(昭和62年規則第28号)第5条の2に該当する場合には補助金を交付できない場合があります。

#### 【参考】和歌山県補助金等交付規則

##### 第5条の2

知事は、補助金等の交付の申請をした者(法人にあつては、その役員を含む。)が和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者(第10条において「暴力団関係者等」という。)に該当する場合、又は禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることなくまでの者に該当する場合は、交付の決定を行わないことができる。